

現行の義務教育費国庫負担制度を堅持することを求める意見書

政府は、地方分権を推進するため、「三位一体」改革を進めています。

この改革論議の中で、義務教育費国庫負担制度の見直しが焦点となっており、制度全体の廃止と共に、総務省からは、当面、事務職員の適用除外が提起されてきました。

事務職員の適用除外についても、学校が教育の専門機関として機能を発揮するために、指導部門と経営・管理部門が一体となって運営されている学校の実態を無視したものと云わざるをえません。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度であります。

義務教育費国庫負担金は、地方財政法に定められているように、国と地方が綿密な関連をもち、共同責任を負うという趣旨から、国が義務的に支出する経費であり、地方分権の推進を阻害するものではありません。義務教育費国庫負担制度は義務教育を円滑に推進するための基盤であり、必要不可欠な制度です。

よって、政府におかれましては、ゆたかな教育を実現するため、現行の義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持されるとともに、教育予算の一層の充実を図るよう、下記の事項について強く要請します。

記

- 1 ゆたかな教育を実現するため、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 学校事務職員・栄養職員を同制度の対象職員として引き続き堅持すること。

以上、地方自治法 99 条の規定により、意見書を提出します。

2004年6月24日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣